

インフォメーション

要介護1～5の認定を受けている 65歳以上の皆さまとご家族さまへ

障害者控除対象者認定を「存じですか。」

認定基準を満たし、認定を受けた方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除を受けることができます。

控除を受けるには、申請の上、「障害者控除対象者認定書」の交付を受ける必要があります。

1. 認定基準

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護認定を受け、次の基準に該当する方が対象です。
状態により障がい者または特別障がい者の区分に分かれ、控除額が異なります。

【障がい者】

・認知度Ⅱa、Ⅱb、Ⅲaもしくは自立度A1、A2、B1の方

【特別障がい者】

・認知度Ⅲbより重度もしくは自立度B2より重度の方
* 認知度と自立度のランクは介護保険主治医意見書お

よび認定調査票を確認し、差異がある場合は要介護1～3を障がい者、要介護4・5を特別障がい者として。

2. 申請方法

① 昨年度までにすでに認定を受けている方

認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り毎年有効です。

ただし、介護度の変更や心身の状況により区分が変更となる場合は、再度障害者控除対象者認定書の交付申請が必要となります。

② まだ認定を受けていない方

障害者控除対象者認定書の交付申請が必要です。申請後、「1. 認定基準」に該当するか確認し、認定書を交付します。審査により該当しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係
(31) 2512

「もしかして?」 ためらわないで! 189

(令和4年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語)

11月
「児童虐待防止月間」です

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、法律により、速やかに児童相談所へ通報しなければなりません。子どもが安心して暮らせる地域づくりのため、地域の皆さまのご協力をお願いします。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちばやく)」に電話をかけるか発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話が転送されます。

児童虐待とは

● 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

● 性的虐待

子どもへの性的行為、性

「ぴんぴんもぐもぐ」健やか佐久プロジェクト 健康川柳募集

佐久地域の健康づくりの推進を図るため、健康をテーマにした川柳を募集します。健康について心がけていること、皆さんによびかけたこと、エピソードなど健康にまつわることを募集します。

減塩や野菜の摂取など食生活、体を動かすことや歩くことなどの運動、フレイル予防、生活習慣病予防などの応募をお待ちしています。五七五で健康への思いを川柳で綴ってみませんか。

応募資格

原則として長野県内に居住、通勤、通学している方(年齢は問いません)

応募期間

10月11日(火)～

11月30日(水)
なお郵送の場合、11月30日(水)の消印有効。

応募方法

ながの電子申請、郵送またはFAXにより応募ください。

電子申請の場合

次のURLから必要事項を記入し、応募ください。

歯科口腔健診を受けましょう

～後期高齢者歯科口腔健診～

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の健康づくり事業として歯科口腔健診を実施しています。

対象者

(1) 昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方

(2) 昭和17年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方のうち、直近で生活習慣病に係る受診をされた経歴があり、かつ、令和3年度に歯科医療の受診が無かった方

* 6月下旬に対象者に対し、案内通知と受診券を送付しています。

※ 健診により治療が必要な場合は、その治療費は自己負担になります。

健診期間

12月30日(金)まで

健診費用

無料

※ 健診により治療が必要な場合は、その治療費は自己負担になります。

対象医療機関

県歯科医師会所属の歯科医院(一部病院を除く)

※ 対象医療機関の確認は、お電話にてお問い合わせください。

予約方法

対象医療機関へ直接予約をお願いします。

受診時に必要なもの

受診券
被保険者証
お薬手帳(無い場合は不要)

問い合わせ先

長野県後期高齢者医療
広域連合 保健事業室
026(229)5320



11月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 固定資産税(4期分)
- 国民健康保険税(6期分)
- 後期高齢者医療保険料(5期分)
- 介護保険料(5期分)
- 保育料(11月分)
- 町営住宅使用料(11月分)
- 上水道使用料(11月期分)
大口10月使用分
- 下水道使用料(11月期分)
大口10月使用分

納期限

11/30 水曜日

献血にご協力を!

献血は一人ひとりの善意によって支えられています。輸血医療は代わり得るものがなく、生命を救う唯一の手段が献血です。血液だけは人工的に造ることができません。病気やけがで輸血を必要とする方のため、皆さまのご協力をお願いします。

日時 11月17日(木)

午前9時30分～11時30分

場所 保健センター

(役場1階東玄関側)

持ち物

献血カード

カードをお持ちでない方は運転免許証などご本人を確認できるものをご提示ください。※今回は、400ml献血(体重50kg以上の方)のみとさせていただきます。

※献血にお出かけいただいても、当日の健康状態によつては献血いただけないことがあります。

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いします。また、発熱や咳などの風邪症状がある方は、献血を控えてください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32) 2554

